



Title	記録投票の結果分析:I L0の一断面
Author(s)	新川, 士郎
Citation	北海道大学 経済学研究, 13(3,4), 23-53
Issue Date	1964
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/32270
Type	departmental bulletin paper
File Information	13(3)(4)_P23-53.pdf



記録投票の結果分析

—— I L Oの一断面

新 川 士 郎

は し が き

本稿は、I L O総会の記録投票 (Record Vote) について、最近 10 年間の結果を集計・整理して、現在 I L O の直面している Tripartite structure の問題の所在を実証的に突き止めようとしたものである。

I L O の加盟国各代表が総会の記録投票において賛成・反対・棄権のいずれかに一票を投ずるとき、その背後には、本人の思想、信条、自国において所属する団体や機関の方針、自国全体の利害関係、さらに複雑な国際政治経済情勢の動向など、さまざまな要因がひそんでいる。従って、記録投票に現われた数字そのものから直ちに何らかの結論を引出そうとすることは確かに至難の業でもあり、また冒険でもあるといわねばならない。

しかし、敢えてそうしたことを試みようとしたのは、次のような動機がある。すなわち第一に、I L O の三者構成の「危機」ないし機能喪失が叫ばれて、すでに久しい。I L O 総会に出席したわが国の代表は、ほとんど一様にそうした「危機」感を報告している。¹⁾ また、ほとんど毎総会ごとに、多くの各国代表（とりわけ使用者代表）は、事務総長報告に対する討論演説のなかで、三者構成の動脈硬化を指摘している。²⁾ しかし、そうした印象談や指摘がすべて必しも事実について具体的に論証したわけではない。或いは精々一、二の実例を挙げてその全貌を想像せしめようとしたにすぎない。従って、それは十分に説得的ではなかった。いわんや具体的論証抜きの論議からは、再建の具体策は生れるべくもない。本稿が記録投票結果について実証的検討の必要を痛感した動機はここにある。

第二に、I L O はいまや第三回目の「危機」を経過しつつあるといわれ

る。もしそれが真なりとすれば、この度の「危機」の原因は何か、また先行の二回の「危機」と本質的にどこがちがうのか。わたくしは、かつて、その原因をILOのUniversalismとTripartitismとの相剋に求めたことがある。³⁾ Universalismは、旧きTripartitismをつきくずしつつあるのである。旧きTripartitismの拠って立つ諸条件がUniversalismの貫徹のために妥当し得なくなりつつあるのである。⁴⁾ ILO「危機」問題について一応の原理的説明はなされているが、その具体的論証となると、それは将来の課題として残されていた。⁵⁾ 本稿はここでその課題の一端を果したいと思うのである。

第三に、先学同学の成し遂げたこれまでのILO研究の成果に、何ほどかのものをつけ加えたいと念じたからである。ILOのTripartite Systemについては、すでに多くのすぐれた文献が公刊されている。しかし、そのほとんどすべてが、その機構のいわば静態論的解説に終っていて、その動態論的分析は後日の研究にまつ、としている。しかし、肝心なのは、ILOの機構が実際にいかに運行しているかということである。それが創設された当時に構想された意図から現在どのように離反しているかを具体的に明かにすることである。Tripartite Systemの動態はKarl Pribramの表現をかりていえば「混沌たる状態」かも知れない。しかし、その複雑極まりない「混沌」のなかに、何らかの特徴なり、傾向なり、法則なりがひそんでいるはずである。それをつかみ出す作業は、ILO研究に不可欠のものと思われる。

第四に、われわれがTripartite Systemの実態を知る——唯一最善とはいえないまでも——最も具体的な資料といえば、それはILO, Record of Proceedings (以下 R. P. と略す) に収録された総会の記録投票の記録しかないと思われるからである。記録投票の記録は、各国代表のいかなる演説よりも、また、いかなる決議よりもTripartite Systemの実態を具体的に教えてくれるからである。しかも、それによって量的比較も可能であるからである。もちろん記録投票に現われた数字が必しもすべてを語っているとはいえない。そのほか、数字には現われない「舞台裏の取引」もあるかも知れない。にもかかわらず、記録投票の結果は、われわれに多くの事柄を教えてく

れるのである。

わたくしは寡聞にして本稿のごとき作業が他所ですでになされたことがあることを聴かない。先学同学からの忌憚のない御教示を仰ぎたい。

- 1) 例えば、本年(1963年)6月の第47回総会に出席した日本使用者代表は、総会の印象を、こう語っている。——「三者構成原則の崩壊、大国代表の特権的地位の低下、一国一票制の矛盾、異質分子の代表の混入、国際労働基準設定の困難化。ILOは、いまそうした複雑な状況に直面している。これを根本的に建て直す必要がある。しかし、総会には、全般的にみて、本当に厳しくILOを批判し、料理し切る空気はなかった」と。(『世界の労働』, 1963年10月号, 7ページ)。その他、西巻敏雄「ILOと国際労働組織」(同誌, 1963年4月号および5月号)や桜井安右衛門「ILOの理念」, (『日本労働協会雑誌』1961年9月号)を参照。
- 2) 容易に往見できる邦語文献としては(すでに古くなっているが、この種の文献としては、これしかない)、江口美登留「国際労働討論」(昭和25年)がある。これは、第32回(1949年)総会の、事務総長報告に対する各国代表の演説の抄訳である(但し、抄訳の選択基準は便宜的である)。
- 3) 拙稿「ILO危機考」(井藤半弥博士退官記念論文集「社会政策の根本問題」収載)参照。
- 4) 「三者構成の概念には、次の三つの要素がある。第一は労働者及び使用者がILOの取り上げた問題に対してそれぞれ貢献することである。第二は…各代表が個別的に投票する権利を有することである。第三は労使代表の間に勢力の均衡を確保することである」。(飼手真吾・戸田義男, 「ILO(国際労働機関)」, 改訂版, 昭和37年, 127ページ)。この説明は誤解を招く恐れがある。労使各代表は、労使の利害が相反することを容認した上で、それぞれみずからの階級的利益の代表者として登場し、譲歩と妥協とのなかから双方の利益の共通点を見出そうとするのである。三者構成は、階級的利害の対立という事実の承認と、その調和の可能性についての確信とを第一の要件としている。
- 5) 例えば、ILO事務局次長 C. W. Jenks は、International Protection of Trade Union Freedom, 1957, 550p. のかなりの紙幅を Tripartite structure の意義、構成、法的効力などの説明に充てているが、その動態分析はおこなっていない。(例えば、第三章「三者構成の性格と範囲」の叙述を参照されたい)。ILOの動脈硬化の内在的原因を突き止めるためには、動態分析こそ必要と思われる。飼手真吾・戸田義男、前掲書についても、同様の望蜀の感をいだかされる。

他の多くの類書についても同様の感を抑えることができない。

Ⅰ 記録投票の意義と方法

ILO憲章4条1の「総会の審議に付されるすべての事項について、各代表は個別的に投票する権利をもつ」という規定は、総会に出席し投票する各代表がつねに自由意思と自主的判断にもとづいて行動する者であることを予定している。しかし、実際には、代表個人の投票上の自主性は、つぎの三つの要因によって制約されるのである。すなわち、その一は自国での選出母体たる産業団体（労働組合・雇主団体）ないし政府機関の方針や利害関係である。その二は自国の国家的利害関係や方針（いわば国策）である。そのなかには、その国の政治経済体制からくる諸要請や、その国の高度の政治的判断などが代表の思考と行動とを左右する場合も含まれる。その三は所属する代表団の決定した方針である。¹⁾ これら三重の制約は、必しも相互に調和せず、むしろ相反撥する場合が多いのである。例えば、所属代表団の決議は選出母体の方針や自国の利害関係と完全に一致するとは限らないからである。各代表は、これら三重の制約の相対立し相交錯するなかで、これら三つの制約の比重を勘案しながら自由な投票者として、賛成・反対・棄権のいずれを投すべきかについて決断を迫られるのである。かくて、記録投票の結果は、賛成・反対・棄権の票の入り乱れた、あたかも萬華鏡のごとき模様を描き出すのである。²⁾

ILO議事録に記載された記録投票の結果を、国別にまた投票者ごとに賛反棄それぞれの記号で表出してみると、票の散り方にいくつかの型があることが判るのである。しかし、その一々の票については、なぜこの投票者は反対票（仮りに反対票ならば）を投じたのか、その理由・動機・背景は何か、ということに答えることには、つぎの四つの困難が伴う。困難の一は、上記三つの制約が、投票者の票にいかなる影響を与えたかということを判断することは必しも容易でないからである。困難の二は、国際政治経済情勢の変化

（それは各加盟国の国内事情の変化となって現われる）が、各国の代表の票に当然作用することである。例えば、第45回（1961年）総会以後、キューバ代表が共産圏諸国代表と完全に同一行動をとるようになったことなどは、その一例である。困難の三は、投票のおこなわれるさいの総会の空気が投票者に或る程度心理的影響を与えることが考えられる。つまり、その場での他国の出方をみるということである。もちろんILOの議事手続からすれば、記録投票に付せられる審議事項については、あらかじめ全代表に知らされているのが普通である。従って、各代表は事前に鋭い打算と深い配慮とを重ねて総会に臨むのであるが、その場になって他国代表の出方によって一部の代表——全部とはいわないまでも——は影響をうけることは充分にあり得る。しかし、議事録を通して、その場の空気を想像することはできても、各投票者のそうした心理的動きまでは知るすべもないからである。困難の四として、代表が年々或いは短期交替することが挙げられる。投票にあたって代表個人の思想・信条が重要な要因であることは否定できない。とりわけ記録投票結果の推移を数年にわたって比較しようとする場合、代表の交替はそうした比較をいちじるしく困難にするからである。

記録投票の結果分析にはこうした困難な事情が伏在している。それは、到底われわれの分析を寄せつけないほどの困難であるかも知れない。しかし、個々の票を離れて投票者をいくつかの群として見ると、事情は違ってくる。なぜなら、ILO総会というメカニズムは、各代表のもつさまざまの特殊事情を或る程度整理・解消してくれるからである。すなわち、そこでは、思考と行動とを共通にする所のいくつかの群に分類・集約されてゆくからである。それはILO総会のもついわば濾過作用だといってよい。³⁾そして、とりわけ記録投票は、そうした濾過の結果を最も明かに具体的にしかも数字的に示してくれるのである。

ILO総会の投票方式には、挙手投票（Vote by show of hands）と記録投票とがある（総会議事規則19条1）。⁴⁾ 記録投票は、挙手投票に比べてつぎの三つの点において特徴的である。第一に、挙手方式がその場かぎりであ

る（投票者の氏名もその賛否の意見も、その場に居せた者にしか判らない）のに反し、記録投票においては投票者の氏名と賛否いずれに投じたかということが公表されることにある（同規則9）。⁵⁾ 第二に、挙手投票の場合よりも定員数を一層厳格に要求していることである（同規則20条2(1)および(2)）。第三に、重要議題の審議されるさいは必ず記録投票がおこなわれるということである。⁶⁾ 従って、総会において何が重要な問題とされたか、その審議の結論を下すにあたって各国代表はそれぞれ賛否いずれの態度をとったかということ、更に進んでは Tripartite System の実態は当初意図された所からどの程度離反しているかということ、われわれは記録投票の結果を追跡することによって遡って知ることができるわけである。けだし、Tripartite Sysrem の矛盾は、記録投票において最も明示的にみずからを露呈するからである。

- 1) 「労使各代表は、総会の議事にあたっては、自己の国籍を超越して、あたかも利益代表か議会の政党员かのごとく行動する。例えば、各代表団の議長は自分の代表団を代表して声明を発表することがあるが、これなどは、議会で政党代表が、自分の政党が全体としていかなる態度に出るかを公式発表するのに似ている」（C. W. Jenks, op. cit., p. 70）。この叙述には、代表団の決議の、各代表に対する拘束力を過大評価した嫌いがある。なぜならば、記録投票の結果を分析すると、必しもそうではないからである。しかも、最近では、地域的利害関係という制約が、とりわけ低開発諸国において強く作用しつつあることは、注目に値する。
- 2) 「政府代表団の行動は、それぞれ自国の政治経済事情を反映しているため、必しも労使各代表団のように統一的でなかった。しかし、最近の傾向として、前者は、利害関係や見解が後者のそれと対立する場合、とりわけ政治問題については、同一行動をとるようになっている」（C. W. Jenks, op. cit. p. 71）。なお、資本主義国の政府代表はつねに独占資本の代弁者であると主張する論者がいるが、そうした主張は事実を余りに単純化しすぎている。もしその主張が正しいとすれば、およそ本稿のごとき研究すら無意味になる。しかも、そうした公式論こそ、これまで国際社会政策の研究を阻害してきた原因の一つであつたことを知るべきである。
- 3) ILO創設者たちは、そうした作用の有効性を確信していたが、その有効性の成立条件については何らの反省をも加えなかった。
- 4) 実際には、議長が異議の有無を議場に諮かり、「異議なし」の声があればそ

- のまま可決確定してしまうことがしばしばある。これは挙手方式を簡略化したものと解される。
- 5) 記録投票の方法は極めてユニークである。すなわち、まず総会書記が加盟国をフランス語アルファベット順に各代表の氏名を読みあげる。各代表は、自席から賛成・反対・棄権のいずれかを告げる。総会書記がそれを復誦して机上のボタンを押すと、議長席後方の上部にある電灯がつく仕組みである。賛成なら赤灯、反対なら青灯、棄権なら白灯。議場はそれを凝視する。各国各代表の賛否は一目瞭然である。代表全部の投票を終えるのに普通20分とかからない。しかも記録投票者の氏名とその賛反棄とは Provisional Record (以下 P. R. と略す) に印刷されて当日の夜には公表される。
- 6) 記録投票には、それが強制されている場合と議長の裁量に委ねられる場合とがある。強制されている場合とは、(1)憲章が特に投票総数(棄権は含まれない)の3分の2の賛成を必要とすると定めている場合(国連非加盟国のILO加盟の承認・ILO事務局の所在地の変更・予算の承認と分担金の割当徴集の取極め・分担金滞納国代表の投票権の賦与・条約または勧告の採否に関する最終的決定・憲章の改正などの場合をいう)、(総会議事規則19条5)。(2)会議に出席している代表のうち50人以上が挙手でもって請求したとき、または政府労使のいずれかの代表団の議長もしくはその代理者が請求したとき(このときはいなる問題についても議長は記録投票をおこなわねばならない)(同条4)である。議長の裁量に委ねられる場合とは、(1)挙手による投票の結果について疑のあるとき(同条4)、または(2)挙手による投票において所定の定員数(会議に出席しかつ投票権を有する代表の2分の1をいう。但し、棄権は含まれない)が得られなかった場合(同規則20条2)、の二つである。

II 記録投票結果の集計

第37回(1954年)総会から第47回(1963年)総会までの計11回の総会において、記録投票が133回おこなわれている。それらを各総会別審議事項別に分類すると、次表のごとくである。

ここで、まず一言しておかねばならないことは、集計の起点をなぜ1945年にしたか、という点についてである。周知のごとく、この年にソ連が再加盟し、それと同時に白ロシアとウクライナも加盟した。そして、東欧社会主義国6カ国(それ以前からすでに加盟していたアルバニア・ブルガリア・チェ

第1表 記録投票回数一覧表

回 年	回数	加盟 承認	滞納国 投票権	予算及 割 当	条約・ 勧告案	議事規 則改正	代表 資格 異議	内共 産圏 諸国	諸決議
37 (1954)	14	0	2	1	6	0	4 (4)		1
38 (1955)	13	0	2	1	5	0	2 (2)		3
39 (1956)	20	3	1	1	7	0	6 (5)		2
40 (1957)	14	0	1	1	5	1	6 (6)		0
41 (1958)	7	0	0	0	7	0	0 (0)		0
42 (1958)	18	0	0	1	8	0	6 (6)		3
43 (1959)	15	0	0	1	7	0	7 (7)		0
44 (1960)	8	3	0	1	4	0	0 (0)		3
45 (1961)	11	3	0	1	4	0	0 (0)		0
46 (1962)	8	0	0	1	5	1	1 (1)		0
47 (1963)	5	0	0	1	3	0	1 (0)		0
計	133	9	9	10	61	2	33 (31)		12

(注) 第41回総会は海事総会であった。なお、この10年間に総会で採択された条約数は16、勧告数は22、計38である。

コスロヴァキア・ハンガリー・ポーランドと1956年に再加盟したルーマニア)および1961年以後はキューバと合して「共産圏諸国ブロック」を形成し、¹⁾ ILO内の勢力地図を塗り変えた。しかも、かれらの特異な集団行動は、Casting vote を握るといふほどの勢力とはならないまでも、従来全然みられなかったような新しい形を投票結果の上に印するようになったからである。試みにそれ以前の総会について記録投票の結果を集計してみると、そこには各代表団を単位とする或る程度の統一性が認められるのであるが、1954年以後はそうした特徴は消滅して、全く新たな様相が発生することになった。その意味において、1954年は一劃期であったとみることができる。そして、その状態はいまなお続いているのである。

さて、第1表にもとずいて、さらに審議事項別に各記録投票の結果をみると、第2表のようになる。(番号は以下の説明の便宜上仮りにつけたものである。投票結果欄のGは政府代表、Eは使用者代表、Wは労働者代表。それらの票はR.P.掲載の投票記録から筆者が一々計算したもの。但し、第37回および第38回のR.P.には棄権者の氏名が記載されていないので、棄権票に

についてはG—E—Wの分類ができなかった。なお各投票数の下のカッコ内の数字は、その内の最も多かった票数と、そのの所属する代表団を示す。「自」は「自由諸国」(それについては前掲拙稿参照)、共は共産圏諸国代表をさす)。

第 2 第 事項別記録投票結果

(1) 国連非加盟国の加盟の承認 (9件)

回(年)番号	議 題	賛 成	反 対	棄 権	R. P. ページ
39(1956)					39th
1	Tunisia	221	0	0	46-7
2	Sudan	216	0	0	50-1
3	Morocco	220	0	0	54-5
44(1960)					44th
4	Cameroun	257	0	0	57-8
5	Togo	243	0	0	60-1
6	Rep. of Mali	236	0	0	460-1
45(1961)					45th
7	Kuweit	295	0	0	45
8	Sierra Leone	308	0	0	102
9	Mauritania	236	25 (G17)	72 (共35)	322

(2) 予 算 案 審 議 (10件)

回	年	番 号	賛 成	反 対	棄 権	R. P. ページ
37	1954	10	197	1	3	37th, 369
38	1955	11	184	7	2	38th, 374-5
39	1956	12	185	44 (自E41)	3	39th, 415
40	1957	13	198	3 (G2)	45 (自E45)	40th, 441
42	1958	14	196	17 (自E15)	28 (自E25)	42nd, 364-5
43	1959	15	218	14 (自E14)	8 (自E8)	43rd, 558
44	1960	16	198	0	35 (自E35)	44th, 413-4
45	1961	17	260	0	38 (共33)	45th, 484
46	1962	18	284	0	40 (共35)	46th, 443
47	1963	19	184	0	8	47th, 254

(9) 条約・勧告の原案の審議 (61件) (F. V.=Final vote)

回 番	(年) 号	議 題	賛 成	反 対	棄 権	R. P. ページ
37	(1954)					37th
20		勧告 (98), 有給休暇 (F.V.)	146	11 (E11)	39	370
21		身体障害者職業厚生(修正案の採決)	102	18 (E15)	25	316
22		同上 (F.V.)	190	0	0	357
23		土民雇用契約違反者の刑罰廃止 (修正案の採決)	50	50 (共20)	77	381
24		同上 (次期の議事日程に加入)	187	0	0	391
25		低開発地域移民保護 (同上)	178	0	0	393
38	(1955)					38th
26		農業の職業訓練 (同上)	184	0	0	346
27		条約 (104), 土民雇用契約違反者の刑罰違反 (F.V.)	206	1	4	401
28		勧告 (99), 身体障害者職業厚生 (F.V.)	210	0	0	447-8
29		勧告 (100), 低開発地域 移民 保護 (F.V.)	161	18 (E16)	36	449
30		労働者福利施設 (次期の議事日程に加入)	171	0	46	451
39	(1956)					39th
31		勧告 (101), 農業の職業訓練 (F.V.)	220	0	2	445
32		同上 (102), 労働者福祉施設 (F.V.)	185	37 (自E37)	0	447-8
33		商業・事務所の週休 (次期の議事日程に加入)	220	0	4	449-50
34		強制労働廃止 (ソ連修正案の採決)	58 (共36)	114 (G51)	37 (G27)	524
35		同上 (自使修正案の採決)	62	125 (G62)	21 (G21)	525-6
36		同上 (次期の議事日程に加入)	199	0	0	529
37		独立国土民等の保護・同化 (同上)	154	0	25 (E16)	545
40	(1957)					40th
38		条約 (105), 強制労働廃止 (F.V.)	240	0	1	444
39		同上 (106), 商業・事務所の週休 (F.V.)	176	27 (E22)	31 (E19)	489
40		勧告 (103), 同上 (F.V.)	183	0	46 (E44)	491
41		条約 (108), 独立国土民等の保護・同化 (F.V.)	179	8 (E6)	45 (E20)	493
42		勧告 (104), 同上 (F.V.)	127	0	53 (E36)	493
41	(1958)					41th

回 番	(年) 号	議 題	賛 成	反 対	棄 権	R. P. ページ
43		条約 (108), 船員身分証明書 (F.V.)	137	6 (G4)	8 (G8)	159
44		勧告 (105), 船内医療箱の内容 (F.V.)	149	0	0	160
45		同上 (106), 海上船舶の無線による医療援助 (F.V.)	152	0	0	161
46		同上 (107), 外国登録船舶の船員雇入 (F.V.)	138	0	11	162
47		同上 (108), 船員の社会的条件・安全 (F.V.)	144	0	3	
48		条約 (109), 賃金・船内労働時間・定員 (F.V.)	104	22 (E22)	22 (G16)	188-9
49		勧告 (109), 同上 (F.V.)	127	0	20 (G14)	190
42(1958)						42th
50		条約 (110), 農園労働者の雇用条件 (一部修正案の採択)	146	36 (E36)	27 (G21)	378
51		同上 (110), 同上 (F.V.)	171	35 (E35)	26 (G18)	442
52		勧告 (110), 同上 (F.V.)	218	0	7	442
53		条約 (111), 雇用・職業上の差別待遇 (一部修正案の採決)	165	0	40 (共33)	425
54		同上, 同上 (F.V.)	189	24 (E24)	13 (E9)	479
55		勧告 (111), 同上 (一部修正案の採決)	66	65 (G29)	75 (E43)	428
56		同上, 同上 (F.V.)	212	0	11 (E11)	481
57		労働時間 (次期の議事日程に加入)	100	77 (G43) (E34)	17 (G17)	545
43(1959)						43th
58		条約 (112), 漁船員の最低年令 (修正案の採決)	105	34 (共27)	20 (G17)	382
59		同上 (F.V.)	160	46 (E40)	29 (G24)	439
60		条約 (113), 漁船員の健康検査 (F.V.)	159	45 (E41)	33 (G31)	441
61		同上 (114), 漁船員の雇入契約 (F.V.)	155	41 (E37)	37 (G31)	443
62		勧告 (112), 就業場所の職業衛生機関 (修正案の採決)	137	3	35 (E29)	460
63		同上 (修正案の採決)	142	0	37 (E32)	462
64		同上 (F.V.)	240	0	0	556
44(1960)						44th
65		勧告 (113), 公共当局・雇主団体・労働組合の協力 (修正案の採決)	178	0	32 (共29)	365
66		同上 (F.V.)	217	0	34 (共31)	413

回 番	(年) 号	議 題	賛 成	反 対	棄 権	R. P. ページ
67		条約 (115), 放射線からの保護(F. V.)	253	1	2	481-2
68		勧告 (114), 同上 (F. V.)	257	0	0	483-4
45(1961)						45th
69		労働時間短縮勧告案(修正案の採決)	154	56 (E45)	35 (G33)	531
70		同上 (F. V.)	159	7	98 (G58)	585
71		勧告 (115), 労働者住宅 (F. V.)	270	0	0	543
72		条約 (116), 条約の部分的改正(F. V.)	300	0	0	482
46(1962)						46th
73		条約 (117), 社会政策の基本目標と基準 (F. V.)	294	0	15	385
74		条約 (118), 内外人の均等待遇(F. V.)	259	1	50 (G36)	529
75		勧告 (118), 同上 (F. V.)	154	3	98 (G70)	531
76		勧告 (116), 労働時間短縮(F. V.)	225	22	46 (G35)	441
77		勧告 (117), 職業訓令 (F. V.)	320	0	1	482
47(1963)						47th
78		条約 (119), 機械の防護 (F. V.)	201	0	0	408
79		勧告 (118), 同上 (F. V.)	204	0	0	410
80		勧告 (119), 雇主の発意による雇用の終了 (F. V.)	196	14 (E14)	10	443

(4) 代表資格の異議申立の審議および委員会委員の任命の審議 (33件)

回 番	(年) 号	事 項 (カッコ内は提案者)	賛 成	反 対	棄 権	R. P. ページ
37(1954)						37th
81		共産圏7国使用者代表の正委員任命要求(ソ連)	30 (共24)	146 (G70)	25 (?)	80
82		同上, 副委員任命案(選考委員会)	109 (G71)	68 (共20)	21 (?)	81-2
83		同上, 顧問資格異議申立(「自」使)	79 (E42)	105 (G71)	26 (?)	341

回 番	(年) 号	事 項 (カッコ内は提案者)	賛 成	反 対	棄 権	R. P. ページ
84		ソ連、チェコスロヴァキア労働者代表・顧問、同上(国際自由労連他)	83 (E42)	93 (G62)	30 (?)	355
38(1955)						38th
85		共産圏諸国使用者代表の正委員任命の要求(ポーランド)	43 (共28)	106 (G59)	58 (?)	43
86		同上、副委員任命(選考委員会)	92 (G73)	49 (E39)	66 (?)	45
39(1956)						39th
87		共産圏諸国使用者代表の正委員任命の要求(ポーランド)	41 (共36)	113 (G60)	51 (G25)	78-9
88		同上、副委員任命(選考委員会)	120 (共36)	45 (E35)	36 (W21)	80-1
89		共産圏諸国使用者代表・顧問、資格異議申立(「自」使)	53	108 (G72)	42 (W17)	290
90		スペイン労働者代表・顧問、資格異議申立(国際自由労連他)	48 (W35)	124 (G92)	59 (共22)	430-1
91		ルーマニア労働者代表・顧問、資格異議申立(国際自由労連他)	75	91 (共36 G45)	38 (G30)	472-3
92		ルーマニア使用者代表・顧問、同上(「自」使)	70	93 (共32 G47)	47 (G33)	483-4
40(1957)						40th
93		共産圏諸国使用者を正委員に任命の要求(インドネシア他)	54 (共39)	127 (G58)	45 (G26)	178-9
94		同上、副委員任命案(選考委員会)	122 (共36)	66 (E49)	37 (G18 W17)	180
95		アルバニア使用者代表・顧問、資格異議申立(「自」使)	57	93 (共38 G43)	16 (W27)	388-9
96		ハンガリー政府代表・顧問、同上(「自」使)	94	88 (共38 G43)	52 (G35)	503-4
97		同上、使用者代表・顧問、同上(「自」使)	141	7 (G4)	35 (G30)	512-3
98		同上、労働者代表・顧問、同上(国際自由労連他)	141	5 (G4)	20 (G18)	518-9
42(1958)						42th

回 番	(年) 号	事 項 (カッコ内は提案者)	賛 成	反 対	棄 権	R. P. ページ
99		共産圏諸国使用者代表を正委員に任命の要求 (ポーランド)	53	115 (G56)	51 (G25) (W25)	127-9
100		同上, 英その他の政府代表の修正案	63 (G59)	97 (共39)	53 (W29)	129-31
101		同上, 副委員任命案 (選考委員会)	161	56 (共39)	12 (G7)	157-8
102		ハンガリー政府代表資格異議申立 (「自」使)	142	48 (共39)	29 (G24)	508-9
103		ハンガリー使用者代表・顧問, 同上 (「自」使)	146	49 (共38)	23 (W20)	517
104		ハンガリー労働者代表・顧問, 同上 (国際自由労連)	146	48 (共36)	23 (G18)	521-2
43(1959)						43th
105		委員会委員任命手続第Ⅲ部 (理事会 原案)	141	107 (E51)	16 (G12)	108-10
106		同上, 第Ⅳ部 (ソ連他修正案)	122	119 (G84)	23 (G14)	110-2
107		同上, 他の原案全部	137	112 (G50) (E50)	12 (G8)	113-4
108		ハンガリー政府代表資格異議申立 (英政府修正案)	38 (G32)	182 (共39)	35 (G30)	499
109		同上 (委任状委員会案=資格否認)	145	70 (共39)	38 (G28)	501-3
110		ハンガリー使用者代表・顧問(同上)	153	64 (共37)	30 (G24)	513-4
111		ハンガリー労働者代表・顧問(同上)	146	62 (共37)	29 (G23)	528-9
46(1962)						46th
112		キューバ使用者代表・顧問, 資格異 議申立	81	108 (共42) (G51)	47 (G39)	577-9
47(1963)						47th
113		南ソ連邦労働者代表・顧問, 同上	135	3	57 (E38)	272

(5) 分担金滞納国の投票権の賦与 (6件)

回	年	番号	審議された国	賛成	反対	棄権	R. P. ページ
37	1954	114	中国	133	48 (共24)	0	37th, 247
		115	ハンガリー	71	82 (E34)	33	407
38	1955	116	ハンガリー	95	86 (E35) (G29)	39 (?)	38th, 190
		117	中国	138	60 (共28) (G18)	22 (?)	197
39	1956	118	中国	138	63 (共36) (G20)	24 (G15)	39th, 435-6
40	1957	119	ボリビア	147 (共34)	7 (G6)	12 (G8)	40th, 203

(6) 諸決議の審議 (12件)

回番	(年)号	決議事項	賛成	反対	棄権	R. P. ページ
37(1954)						37th
120		休日利用促進	138	0	52 (?)	405
38(1955)						38th
121		原子力平和利用決議 (ポーランド修正案)	25 (共25)	112	37 (?)	482
122		同上 (ポーランド再修正案)	32	107 (E72)	37 (?)	483
123		労働保護・産業安全 (ソ連案)	133	0	12 (?)	505
39(1956)						39th
124		軍終決議 (ソ連修正案)	36 (共32)	153	27 (G17)	492-3
125		同上 (ソ連再修正案)	38 (共36)	154	16 (G11)	493-4
42(1958)						42th
126		国際貿易拡張促進 (第一次投票)	100	29 (E28)	44 (共28)	431-2
127		同上 (第二次投票)	124	34 (E33)	48 (共30)	435-7

回 番	(年) 号	決 議 事 項	賛 成	反 対	棄 権	R. P. ページ
128		アフリカ地域会議開催期日（モロッコ労代）	74 (共37)	139	22 (G15)	460
45(1961)						45th
129		南ア連邦脱退要求	163	0	89 (G61)	914
130		有給休暇	164	0	28 (E23)	624
131		植民地主義の弊害除去のためのILO活動	143	0	45 (G25)	630

(7) 議事規則改正文書の審議（2件）

回	年	番号	議 題	賛 成	反 対	棄 権	R. P. ページ
40	1957	132	総会議事規則 (19条6)改正	122	35 (共33)	12 (G10)	40th, 205
46	1962	133	憲章一部改正	309	0	1	46th, 387

- 1) ユーゴスラヴィアを共産圏諸国ブロックに加えることについては若干の疑問がある。しかし、記録投票に現われたかぎりでは、両者はつぎの8回を除いて、その行動が完全に一致している。一致しなかったのは、ユーゴスラヴィア代表全員は、(1)39回総会でソ連提出の軍縮決議案に対し共産圏諸国代表は全員賛成したが棄権し、(2)40回総会で委員会委員の任命に関する選考委員会の提案に対して共産圏諸国代表は全員賛成したが棄権し（但し使用者代表のみ）、(3)同じく40回総会で総会議事規則19条6の改正に共産圏諸国代表は全員反対したが棄権し、(4)43回総会で条約112号「漁船員最低年令」の修正案に共産圏諸国代表は全員反対したが棄権し（但し使用者代表のみ）、(5.6)44回総会で勅告113号「政府機関労使の協力」の修正案をめぐる記録投票と最終投票とにおいて共産圏諸国代表は全員棄権したが賛成し、(7.8)45回および46回総会で予算案に対し共産圏諸国代表は全員棄権したが賛成している。

Ⅲ 記録投票結果に現われた若干の特徴

上記133回の記録投票の結果を、毎投票ごとに加盟国別・代表別に賛成・反対・棄権の記号を記入した133の表を作成してみた。¹⁾それらの表からは、極めて興味ある問題と結論とを引出すことができたが、本稿においては

は、冒頭に述べたような問題提起から、論点をもっぱら Tripartite System の動態分析に限りたいと思う。すなわち、

(1) Tripartite System がその当初意図したような、代表団制による整序はいかなる程度まで実現されているか、換言すれば各代表団はその内部的結束力をどの程度まで保持しているか、各代表団内でいかに離合集散がおこなわれているか。

(2) Tripartite System 当初の構想によれば Casting vote を握るはずの政府代表団の去就が、記録投票の帰趨に対していかなる程度の支配力をもっているか、換言すれば、政府代表団は労使のいずれに傾斜しているか、いかなる場合にいずれの側に左袒するか。

(3) 1954年以來たえず問題とされてきた「共產圏諸国ブロック」の結束力はどこまで強固であるか、少くとも記録投票結果に現われた限りにおいて、その影響力はどこまで及んでいるか、裏がえしていえば、いかなる国がそれに同調しているか、またいかなる場合に同調するか。

(4) もし加盟国全体を先進・中進・後進のカテゴリーで大ざっぱに分類するならば、それら三群の間の対立が記録投票結果にいかに現われているか、という4つの問題を念頭におきながら以下叙述を進めることにする。これら4つの問題を一つにしぼれば、結局、Tripartite System のもとで、記録投票結果を決定している勢力は何か、また、政府労使の各の勢力がいかにからみ合って投票結果を左右しているか、ということになる。【なお上記(1)と(2)は、記録投票者全体を代表団別に縦割りにしてその各の動態をさぐろうとするのであり、(3)と(4)とは加盟国別の横割りの動態を明かにしようとするものである。

さて、作成した133表（または第二表）を通覧すると、まず、記録投票に付せられる審議事項は二つに大別できる。すなわち、毎総会ごとに記録投票がおこなわれる事項と然らざるものである。前者に属するものとしては予算の承認と分担金の割当徴収の取極、条約・勧告の採択のための最終投票がある。それ以外の事項は後者に属する。後者については（第一表参照）、加盟

国(主に共産圏諸国)代表の資格に対する異議申立をめぐる記録投票は、1959年まで毎総会ごとにおこなわれ、以後その件数は激減しているし、分担金滞納国に対する投票権賦与の可否をめぐる記録投票は1954年から1957年にかけておこなわれたが、その後は全く跡を絶っている。各種の決議案の採否を決する記録投票は散発的だとみてよい。なお1956年と1960・61年とに加盟申請国に対する加盟問題をめぐって記録投票が集中的におこなわれている。これは、主にアフリカ新興国の加盟という一時的現象によるものであった。

ところで、こうしたいわば投票頻度と投票における「票の散り」との間には、本質的関連はないようである。「票の散り」は、審議される事項の内容如何がこれを決定するのである。一般論としては、条約・報告の採択と国連非加盟国の加盟の承認とは、ほぼ満場一致で可決されるのが常態である。²⁾ 本稿では、満場一致ないしほぼ満場一致で可決された事例を問題とせず、もっぱら「票の散った」事例、すなわち審議において意見がいちじるしく対立し賛成論と反対論とが烈しく票の分け合いを見せたケースを取上げる。従って、総計133回の記録投票のうち、その約3分の1は除外してよいことになろう。以下、若干の典型的事例を選び、第2表による順序に従って、考察を進めることにする。

(第一) 国連非加盟国の加盟の承認

加盟申請に対する加盟承認は「ILOのUniversalismの実現」だとして、³⁾ 満場一致でもってこれを歓迎するのが通例である。しかし、第二表(9)モーリタニア加盟のケースは一つの異例である。そのとき、アラブ系諸国・ガーナやスーダンなどのアフリカ諸国・インドネシアの各代表全員は反対し、共産圏諸国代表の全員とアフガニスタン・インド・キューバ・アフリカ諸国の政府代表は棄権した。反対論の根拠はモーリタニアの独立の似而非性にあった。この事件は、西欧植民地主義反対運動のためにはILO内での新興国の労使対立は霧散することを端的に示すものである。とりわけインド使用者代表の反対票は象徴的である。⁴⁾

(第二) 予算案の審議

予算案の採択には財政委員会（各加盟国政府代表のみから成る一者構成）の作成した予算原案を総会で労使代表も参加して審議がおこなわれる。ILO経費は加盟国政府の負担する所であり、労使代表は直接の負担者でないから、その原案をそのまま承認するのが通例である。しかし、ILOの事業活動に対し労使から批判が生れてくると、当然、予算案の審議にあたって各代表団間の対立が顕在化してくる。まずアメリカ使用者代表が予算の使途について反対し（第二表(10)参照）、その後(11)～(16)参照「自由諸国」使用者代表がそれに同調した。第45回総会以後は事態は逆転して共産圏諸国代表全員が投票で棄権し、逆に「自由諸国」使用者代表はむしろ予算案の強力な支持者に変わった。しかも特徴的なのは、共産圏諸国と極く少数の国を除き政府代表と労働者代表とは終始一貫賛成票を投じていることである。⁵⁾ここでは、各代表団の縦割りと「自由諸国」対「共産圏諸国」の横割りとが截然とおこなわれているといえるのである。

（第三） 条約・勧告の原案の審議

条約案審議のさいの記録投票と勧告案審議のさいのそれとを一括して論ずることは必しも正しくないかも知れない。けだし、条約と勧告とはその国際文書の性格なり法的効力なりを異にしているため、記録投票のさいの各代表の態度もおのずとそれぞれの場合に応じて相異なるものと考えられるからである。さらに、最終投票と最終投票に至るまでの数次の記録投票（次期議事日程への上程の可否を決する記録投票および修正案の採否を決する記録投票）との間にも、票の動きにいちじるしい相異が認められるのである。要するに、条約・勧告の原案審議のさいの記録投票は、内容的にみて六つに細分しなければならないわけである。

さて、一般的にいて、条約案にせよ勧告案にせよ、その最終投票は（多少の例外はあるが）ほぼ満場一致の形態をとる。このことは、すでに述べた。また、次期議事日程への上程の可否を決する記録投票もまた、大体満場一致賛成となるのが常態である。⁶⁾

ところで、政府労使各代表の対立が最もはっきりと現われるのは、条約・

勧告の原案審議のさいの投票,⁷⁾ とりわけ修正案の可否をめぐる投票である。その典型的事例は第40回総会で条約第105号として採択された強制労働廃止条約の経過である(前掲第二表(34)~(38))。この条約の原案は第39回総会ではじめて総会の審議に付せられたのであるが、ソ連は直ちに修正案を、さらに「自由諸国」使用者代表たちも再修正案をそれぞれ提出した。その審議は「自由諸国」使用者代表団の「共産圏諸国」に対する烈しい感情的対立という背景をもっていた。まず、ソ連修正案に対しては、共産圏諸国代表全員が、これに賛成した。それに政府代表(エジプト・ギリシャ・インド・チュニジア)、と労働者代表(ビルマ・インド・レバノン・モロッコ・チュニジア)と使用者代表(レバノン・リビア・パキスタン)が同調した。オーストリア・ブラジル・フィンランド・イスラエル・イタリア・ノールウェー・パキスタン・トルコ・アメリカの各政府代表とギリシャ・イタリア・パキスタン・トルコ・アメリカの各労働者代表とは棄権した。タイ代表は全員棄権した。残りは全部反対、日本代表も全員反対した。かくて賛成58, 反対114, 棄権37でソ連修正案は否決された。そこには、労使の対立を超えた国家的共同戦線が認められるのである。

つぎに、「自由諸国」使用者代表提出の再修正案に対しては、使用者代表は賛成。イギリス・フランス・カナダ・オーストラリア・西独・日本・中国(台湾)の各政府代表も賛成した。共産圏諸国代表は全員反対に廻わり、中国(台湾)とタイの労働者代表は棄権、その他の労働者代表全部は反対し再修正案は賛成62, 反対125, 棄権21で否決された。そのとき、使用者代表は見事な統一行動を示した。しかし、上記の国以外の政府代表がほとんど全員反対したため、結果は再修正案の否決となった。すなわち政府代表団が分裂した一事例である。

最近の事例としては、第46回(1992年)総会で採択された勧告116号労働時間短縮の討議の経過がある(前掲第二表(57), (69), (70), (76)参照)。労働時間短縮の議題は1958年に総会に上程され、1960年までの総会の議事日程へ含めしめるか否かについて最初挙手投票がおこなわれ、賛成87, 反対74, 棄

権18で一旦可決されたのであるが、使用者団から要求が出て、さらに記録投票に付せられた。記録投票の結果は賛成100、反対77、棄権17で、挙手投票の結果と同じ結果になった。⁸⁾ このとき、労働者代表は全員賛成。共産圏諸国代表も全員それに同調した。共産圏諸国の使用者代表以外の使用者代表は全員反対。政府代表団は賛成組と反対組と棄権組とに分裂した。すなわち、アメリカ・オーストラリア・西独・日本・スウェーデンは賛成し、イギリス・フランス・イタリー・ノールウェは賛成、カナダ・チリー・中国（台湾）・ギリシャ・トルコは棄権。このように、統一行動によって Casting vote を握るはずの政府代表団が分裂したため、労働者代表団と共産圏諸国代表との偶然の一致が大勢を決する結果となったわけである。さらに、第45回総会における最終投票では、当時の模様はすでにわが国でも詳報されたが、98票の棄権が出て、定員数不足で否決される結果となった。この98票の棄権は、使用者代表全員と、イギリス・日本・スイス・フィンランドなどの他、トルコ・ウルクアイなどの中進国とアラブ連合・セイロン・パキスタン・チュニジア・パキスタンなどの後進国および加盟早々のクエート・シーラレオンなどの低開発国の各政府代表とであった。ここでは各国の複雑な国内労働事情と各の利害関係とが交錯している。さらに、第46回総会における二度目の最終投票では、前回棄権した使用者団は、この度は積極的に反対票を投じた。各国政府代表の多くは賛成したが、イギリス・日本・スイス・オランダやアフガニスタン・セイロン・チリーなどの後進国の政府代表は依然棄権した。なお、アメリカは政府労資代表全部賛成票を投じた。要するにここでもまた、各国政府代表はバラバラに行動したわけである。なお、労働者代表団と共産圏諸国代表全員とは結果的には統一行動をとったこととなる。

（第四）代表資格の異議申立の審議および委員会委員の任命の審議

代表の適格性をめぐる紛糾はILOの43年間の歴史において決して珍らしいことではない。ただ、最近10年間にそうした審議で記録投票に付せられた事件が19件もあり、しかもそのうちの17件までが共産圏諸国の代表（そのなかには政府代表すら含まれていた）ということは、正しく稀有といわねばな

らない。

さらに、総会附属委員会の委員任命をめぐる代表団内部で紛糾が毎会期ごとに発生し、しかもその都度記録投票によらねば落着しなかったということもまた、前例をみない所である。こうした事件の背後には、国際政治上の対立があり、ILO自体をもってしては如何ともなし得ない底の深刻さが伏在していたのである。

さて、こうした困難な問題をめぐって、33回もの記録投票がおこなわれている。しかも、そのうち2件を除き、残り全部が共産圏諸国の代表にかかわるものであった。さらにそれを細分すれば、資格異議申立てでかれらに不利に解決したものが17件のうち12件に達し、委員任命問題でかれらの主張が容れられたのは1件もなかった。以下、その各について、特徴をみよう。

まず、資格異議申立について。そのさい被申立人が政府労使いずれの代表であるかによって様相はかなり違う。すなわち、被申立人が共産圏諸国の政府代表である場合（前掲第二表（96），（102），（108）），他の政府代表の態度は極めて微妙である。第40回総会でILO創設以来初めて一国の政府代表に対する忌避の申立がなされたとき、各国政府代表は去就に迷い、オランダ・ルクセンブルグ・スペインなど極く少数の政府代表が積極的に賛成したほかは、大方はむしろ反対で、アメリカ・イギリス・フランス・西独・日本・カナダなど13国の政府代表は棄権した。共産圏諸国代表は全員反対した。しかし、当時の反ハンガリー革命の空気が強く議場を被い、労働者代表は日本・ブラジル・ガーナーなどハンガリーと関係の比較的薄い国が棄権したほかは全員、使用者団に合流して賛成票を入れた。ついで翌年再びハンガリー政府代表の資格が審議されたときスイス・フランス・オーストリアなど少数の国の政府代表は棄権し、他は積極的賛成に廻わり、労使代表全員の賛成論と合流して、共産圏諸国代表全員の反対を葬り去った。さらに翌年再々度の異議申立がなされたときも、各国の政府代表は前年の態度を変えなかった。

これに反して、被申立人が共産圏諸国の使用者代表または労働者代表である場合（第2表（97），（98），（103），（104），（110），（111）その他（91），（92），（112））

各国政府代表の態度はいちじるしく共産圏に対するその国の政治経済関係によって左右される傾向がある。その場合は、大方は異議申立に反対するか、棄権するかを選ぶ。他方、使用者代表団は強固な結束力を示す。また、労働者代表団は、国際自由労連の影響下にある諸国の労働者代表は結束して使用者代表団に合流するが、その他の諸国の労働者代表はいわば浮動票的な働きをする。

要するに、共産圏諸国代表の資格なり委員会委員の選任なりをめぐって展開されるILO内の対立は、新興国の代表全員によって、そのCasting voteが握られている状態であって、その意味においてILOの横割りが最も鮮明に現われているのである。ここでは最早や全体の調整者としての各国政府代表の影は薄れつつあるといわねばならない。

（第五） 分担金滞納国の投票権の賦与

分担金滞納国代表の投票権をめぐる処遇問題は、審議の対象が中国(台湾)・ハンガリー・ボリビアの三国であつた。前二国が東西対立の接点とされる国であっただけに、国際政治上の対立を露骨に反映した。

ボリビアの場合はほとんど満場一致で承認された。ハンガリーは一回否決された。

中国(台湾)とハンガリーとの場合、1954・55年の議事録には棄権者の氏名が掲載されていないため、いずれも前後の正確な比較はできないが、両国に対する労使代表の行動はほぼ正反対であつた。すなわち、一方で反対した者は他方では賛成するという、はっきり正反対の態度をとった。その中間にあって、各国政府代表の一部は棄権したが、残りはほとんど全員賛成側に廻つた。ここでは縦割りの政府代表団の共同動作が横割りによる破綻を救うという形になった。

（第六） 諸決議の審議

計12件。ここでは、一つの特徴がはっきりと認められる。すなわち、労働条件の改善にかかわる決議は、多少の棄権者は出るが（そのほとんど全部が後進諸国の使用者代表である。その意味において、使用者代表団の内部的結

東力は弱いといえる。積極的反対者は極めて少く、ほとんど満場一致で採択されるのが普通である。しかし、そのさいいさかでも国際政治につながる内容の盛りこまれた決議に対しては、共産圏諸国代表を除いて他の代表は政府労使の区別なく全員、その採択に極めて消極的な態度を示す傾向があるということである。

国際政治問題については、自国の労働関係に直接関係のない場合、各国代表（共産圏諸国代表を除く）は極力その審議を回避しようというILOの伝統は今なお底流として残っている。その場合、顕在化するのは、共産圏諸国と残余の加盟国との間の対立であって、必しも経済援助によって結合された帝国主義国対従属国の関係ではないようである。

（第七） 諸規則改正文書の審議。

計2件。これについては、取り立てていうべき特徴はない。ただ、ここでもまた共産圏諸国代表全員の統一行動がみられたということである。

- 1) 紙幅の関係から、その掲載を割愛し、そのうちの問題的なもののみを以下紹介する。
- 2) 第二表の(1)～(8), (22), (27), (28), (33), (38), (43)～(47), (52), (53), (56), (64), (67), (68), (71), (73), (77)～(80)を参照。
但し、例外もある。例えば(9), (29), (32), (39), (48), (59), (60), (76)など。
- 3) 第二表(1)の場合、フランス政府代表 Hauck は総会を代表して「Tunisia の人民は自由と平等とを愛することをフランスから学んだはずであるから、その加盟を心から歓迎する」と恒例の歓迎の辞を述べ、第二表(2)の場合もイギリス政府代表 Myrddin-Evans もスーダン共和国の加盟承認の討議にあたり、同様趣旨の歓迎の辞を述べた（ILO, R. P. 39th Session, p. 45 および p. 49）。
- 4) このとき、「自由諸国」使用者から、ILOを極力国際政治紛争から遠ざけるために純専門機関たらしめよという発言が繰返しおこなわれたことは、注目すべきである。
- 5) (13)と(14)において、「自由諸国」使用者代表が反対ないし棄権したとき、アメリカ政府代表はこれに同調してはっきり反対票を投じた。これは、例外であり、ILOにおけるアメリカの地位を象徴する。
- 6) 前掲第二表(24)～(26), (33), (36)～(37)を見よ。但し、最近の顕著な例外として(57)がある。これについては本文で取上げる。

- 7) 61件中25件、労働者代表全員が賛成票を投じている。
- 8) この票数の差は、挙手投票のさいに賛反棄いずれにも挙手しなかった代表がかなりの数いたためだと思われる。
- 9) 従って、この第四項は、共産圏諸国代表をめぐる問題だといつてよい。
- 10) 唯一の例外として、第45回総会における南ア連邦脱退要求の決議があった（前掲第二表（129）参照）。

Ⅳ 諸 特 徴 の 要 約

Karl Pribram は、ILO総会の審議経過について、「一般的にいて、各加盟国は、とりわけ不況期には、自国の輸出能力の低下するのを怖れる。そうした態度は総会の議事にも関係してくる。すなわち総会の議題の選定は一寸した偶発的事件によって左右されることになる」と述べている。¹⁾ かれがこれを書いたのは1927年で、その後ILOをめぐる各国の態度は変化しており、議題の選定事情もかれの考えた所とは大いに違っている。とりわけ記録投票の結果の分析を通じて眺めたILOの断面はかれの所見とは正に逆で、そこには冷徹な法則の存在をすら思わしめるものがある。そのことを、われわれは前章の叙述から学んだはずである。

さて、前章に述べた諸特徴を要約すると、つぎのごとくなる。

第一に、各代表団は、所期されているほど全体としての結束力を必しも有していないことである。いな、それは徐々に解体の過程を進みつつあるかに思える。その要因は二つある。そして、そのことはいずれの代表団についてもいえることである。その一つは代表団自体が大集団となったため、それぞれを一つの統一的団体にまとめることが困難となったことである。ILO創設当初加盟国の数も未だ40余を数えるほどに少なかった時期には、西欧諸国からの代表は政府労使のいずれを問わず、それぞれの代表団の古参として一つにまとまり、よく代表団を統率し得た。そのことは、かれらの自国の国際政治経済上の地位の強大さを背景にしたためであったが、その他に代表団自体かれらの指導力を受入れるほどの集団にすぎなかったことにもよるのである。しかし、現在加盟国の数は108となっている。少数の指導者をもってし

第3表 記 録 投 票

加盟国	番 号	(116)	(118)	(35)	(90)	(99)
	年	1955	1956	1956	1956	1958
	代 表	GGEW	GGEW	GGEW	GGEW	GGEW
ア メ リ カ		××××	○○○○	○○○×	××○○	×××★
中 国 (台湾)				○○○★	××★○	××××
イ ギ リ ス		××××	××○	○○○×		×××★
カ ナ ダ		××××	★★○○	○○○×	××○○	×××★
オーストラリア		○○××	○○○○	○○○×	××○○	×××★
ニュージーランド		○○××	○○○○	○○○×	××○○	×××★
フ ラ ン ス		○○×○	○○○○	★★○×	××★○	★★××
西 ド イ ツ		××××	○○○	○○○×	××★○	×××★
日 本		×○	○○○○	○○○	××★○	×××★
ベ ル ギ ー		○○××	○○○×	××○×	××★○	★★××
イ タ リ ア		×	○○○★	○ ○×	××★○	×××
スウェーデン		○○×	××○○	××○×	××○×	★★××
ス イ ス		××××	★★○★	○○○×	××★	★★××
ビ ル マ		○○×○	××★	★	★★	○ ×
イ ン ド		○○ ○	×× ×	★★○×	★★○○	○○×
インドネシア		○○○○	×××	×	××★	
フィリッピシ		××××	○○○○		×××○	× ×
ト ル コ		××××	○○○	××○×	××★	
メ キ シ コ		○ ×	○	★	○	★★×
リ ベ リ ア		○ ○	○ ○○	★ ○×	× ★★	★★××
ソ 連		○○○○	××××	××××	★★★○	○○○○
アルバニア				×		○ ○○
ブルガリア		○○○○	××××	××××	★★○	○○○○
白 ロ シ ア		○○○○	××××	××××	★★★	○○○○
キューバ		××		××××	×××○	××××
チェコスロヴァキア		○○○○	××××	××××	★★★○	○○○○
ハンガリー			××××	××××	★ ○	○○○○
ポーランド		○○○○	××××	××××	★★★○	○○○○
ルーマニア			××××	××××	★★★	○○○○
ウクライナ		○○○○	××××	××××	★★★○	○○○○
ユーゴスラヴィア		○○○○	××××	××××	★★×○	○○○○

(注) G政府代表, E使用者代表, W労働者代表。上欄の番号は前掲第二表掲載の番号を示す。○賛成, ×反対, ★棄権, R.P.に投票の記載ないものは空白。

結 果 の 抜 萃

(57)	(108)	(109)	(70)	(76)	(112)
1958	1959	1959	1961	1962	1962
GGEW	GGEW	GGEW	GGEW	GGEW	GGEW
×××○	××××	○○○○	○○★○	★★○○	○○○○
★★ ○	××××	○○○○	○○○○	○○○○	○○○○
×××○	○○××	★★○○	★★★○	○○○○	××○○
★★×○	○○××	★★○○	○○★○	○○★○	★★○○
×××○	★★×○	○○○×	○○★○	○○○○	★★○
×	○○×○	○○○○	○○○	○○○○	★★○○
○○×○	××××	○○○○	○○★○	○○○○	××○○
×××○	××××	○○○○	○○★○	○○○○	○○○
×××○	★★××	○○○★	★★★○	★★×○	★★○○
○○×○	○○××	★★○○	○○ ○	○○○○	×
○○×○	★★××	○○○○	○○★○	○○×○	××○
○○×○	○○××	★★○○	○○★○	○○○○	★★○○
×××○	★★××	★★○○	★★★○	★★×○	× ○
	○○○○	★★★★	○	★	× ○
×	×	×	★★★	★★×○	×
○	××××	×× ×	○ ★	○○ ○	×× ×
○○ ○	××××	○○○○	○○ ○	○ ○○	★★○○
★★×	★★××	○○○○	★★★	○○×	★★
○○ ○	★★××	★★○○	○○○○	○○×○	×
	○○××	○○○○	★ ○	○○○○	★★○×
○○○○	××××	××××	○○○○	○○○○	××××
○○ ○	× ××	× ××		○ ○○	× ×
○○○○	××××	××××	○○○○	○○○○	××××
○ ○○	××××	××××	○○○○	○○○○	××××
★ ○	××××	○○○	○ ○	○○○○	××××
○ ○○	××××	××××	○○○○	○○○○	××××
	○○○○	××××	○○○○	○○○○	××××
○○○○	××××	××××	○○○○	○○○○	××××
○○○○	××××	××××	○○○○	○ ○○	××××
○○○○	××××	××××	○○○○	○○○○	××××
○○ ○	××××	××××	○○○○	○ ○○	××××

ては、その統卒は到底不可能だといわざるを得ない。その二に国際間の対立が鋭くなり、各国の利害関係が一層錯綜してきたためである。ILOは、国際市場における国際間の対立が先進資本主義国群対後進諸国群という対立を基本とする時期に発足した。その時期は、もちろん帝国主義国家間の対立は重要な要因であった。しかし、各国の労働問題を国際的規模において解決しようというILOにとっては、むしろ先進資本主義国群後進諸国の対立こそが一層基本的契機をなしていたのである。その意味において、前者の労働条件を後者に押しつけるためのパイプの役割をILOは荷われていたわけである。そうした態勢は第二次世界戦争を契機として崩壊した。いまや、後進国群のなかにはさまざまな相異なる国内政治経済事情を荷う国々が存在し、その数において前者の先進資本主義国群をはるかに凌駕するに至った。このことは代表団の構成変化を招来せずにはおかなかった。そのことが「大国代表の特権的地位の低下」の原因であり、前章において若干の事例を挙げて説明した所である。

第二に、先進資本主義国群の行動の統一性が弱まったことである。このことは、ILO初期の記録投票結果と対比すれば、直ちに明かとなるが、最近十年間の事例についても容易に看取される所である。その事実を明らかにするために、記録投票で最も「票の散った」場合を摘出して一表にしたものを掲げる。先進資本主義国といわれる国家群を中段以上に並べたが、そこには強い斉一性は認め難いのである。

第三に、労使代表団に対する政府代表団の調停機能は、必しもつねに萬能とはいえなくなったことである。133回の記録投票のうち、政府代表団が共同歩調をとり大勢を決した事例は必ずしも一、二にとどまらない。しかし、それはむしろ全体的にみれば例外であって、一般的にいえばかれらの居中調停はその神通力を失いつつあるといつてよい。その原因は上述の第一、第二の特徴から明かに結論される所である。

第四に、共産圏諸国代表の統一行動である。²⁾ そのことは、前掲第3表の下段の記号が極めて鮮明に描き出している所である。

第五に、後進国ないし新興国代表には未だ Tripartitism がよく理解されていないこと。その証拠には、不完全代表が多く、³⁾ また政府労使の代表間に意見の対立がほとんどないこと、換言すれば、四つの範疇の国家群を横断的につなぐ代表制はあっても、政府労使の完全な縦割りは最早や存在しなくなっていると思われるからである。こうした特徴は最近 I L O に加盟したアフリカ諸国において特に顕著である。試みに、かれらが第41回および第42回における記録投票の上に残した足跡を表にしてみよう。⁴⁾ 一見して明かなごとく、そこでは政府労使の意見の分かれた事例は極めて稀であって、大抵の場合、労使各代表は政府代表に追随しているのである。⁵⁾

第 4 表 新加盟のアフリカ諸国の記録投票結果

	第41回(1961年)総会											第42回(1962年)総会							
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	1	2	3	4	5	6	7	8
カメルーン	★	★	○	○	★	★	★	★	—	—	×	○	○	○	○	○	○	×	
中央アフリカ共和国	★	★	○	○	×	○	×	★	—	—	○	○	○	○	○	★	★	★	—
チャッド	★	★	★	★	—	—	★	★	—	—	★	★	★	○	○	○	○	○	×
コンゴ(ブラザヴィル)	○	★	○	★	★	★	★	○	★	★	★	○	○	○	○	○	○	○	—
コンゴ(レオポルドウィル)	★	○	○	○	★	★	★	★	★	★	○	○	○	★	○	○	×	×	★
ダホメイ	○	○	○	○	×	—	×	★	—	—	○	★	★	★	★	★	★	—	★
ガーボン	○	○	★	—	★	○	★	★	—	—	★	○	○	○	○	○	×	○	★
アイヴォリコースト	★	★	○	★	★	○	×	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
マラガジ共和国	★	★	★	★	★	○	×	★	—	—	★	○	○	★	★	★	★	★	—
マリ	○	○	○	○	○	★	○	—	○	○	○	○	○	○	○	★	○	—	○
ナイガ	○	○	○	★	★	—	—	—	—	—	★	—	—	—	—	—	—	—	—
ナイゼリア	○	○	★	○	×	★	×	○	★	★	○	○	○	○	○	★	×	○	
セネガル	★	○	○	○	×	★	★	★	★	★	○	○	○	○	★	○	×	★	—
ソマリ	○	○	★	★	★	★	—	★	★	★	★	—	—	—	—	—	—	—	—
上ヴォルタ	★	★	○	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	—	—
ガーナ	—	○	○	○	×	○	—	★	★	★	○	—	—	—	—	—	—	—	—
トーゴ	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	○	○	×	○	○	×	○	×
シーラレオン	—	—	○	○	×	○	×	○	★	★	○	★	★	○	○	○	○	○	×
モリタニア	—	—	—	—	★	○	★	—	—	—	○	★	○	★	★	○	○	★	★
タンガニカ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	★	★	★	★	★	★	★	—

(注) ○は政府労使代表全員が同一票を入れた場合、×は三者の票が一致しなかった場合、★は政労使のいずれかが欠けていた場合、—は全然投票していない場合を示す。

- 1) Karl Pribram, Die Probleme der Internationalen Sozialpolitik, 1927, S. 78.
- 2) しかし記録投票結果に現われた限りでは(挙手投票については記録がないのでそれは計算できない)共産圏諸国代表の同一歩調が乱れた事例は、133回の記録投票のうち4回あった。すなわち、(1)第39回総会。スペイン労働者代表および顧問に対する資格異議申立のおこなわれたとき(理由は、スペインにおける結社の自由の欠如)、共産圏諸国の政府代表と使用者代表とは全員棄権したが、労働者代表は全員賛成票を投じた(前掲第三表(90)参照)。(2)第40回総会。委員会の委員任命をめぐる紛争で、選考委員会の勧告に対する記録投票のさい、共産圏諸国代表は全員賛成したが、なぜかポーランド政府代表だけ棄権した。(3)同じく第40回総会。分担金滞納国ボリビアへの投票権賦与の可否を決する記録投票のさい、共産圏諸国代表は全員反対票を投じたが、ソ連とウクライナとの使用者代表は棄権した。(4)同じく第40回総会。ハンガリー政府代表に対する資格異議申立をめぐる記録投票のさい、アルバニア代表は全員反対票を入れ、白ロシア代表は全員棄権した。その他の代表については記録がない。
- 3) 不完全代表の多いことが形式的のみならず実質的にも Tripartitism の機能を麻痺せしめつつあることについての実証的研究は別稿に譲る。
- 4) 第43回総会では、アフリカ諸国32カ国は総退場したため、投票に加っていない。
- 5) 労働組合の自主性の必要を強調したモース事務総長の第46回総会における回答演説の背景はここにある(「世界の労働」1962年8月号参照)。

結 び

以上、最近10年における記録投票について、その結果を集計・整理し、投票結果に現われた限りでの事象を捉えて、そこにかくされている諸傾向と諸特徴とを実証的に明かにしたつもりである。賛成・反対・棄権・無投票の四つの記号でもって記録投票の全結果を133の表にまとめると、4万に近い記号がそれぞれ無限の意味を蔵しながら表中で踊っているような感すら受ける。しかし、それぞれの記号の排列の具合や別の記号への転化の模様を丹念に追ってゆくと、そこには幾多の同類的傾向があることが判った。これを実現するに、ILOは Tripartitism を実現しつつあるかという問いに対しては、甚だ悲観的な答えしか出ない。

代表団の内部結束力の喪失，政府代表団の調停機能の低下，共産圏諸国代表の画一的共同行動，しかも何よりもまず旧来の加盟国と新加盟の新興諸国との断差(後者はILOの成立条件たる Tripartitem すらわきまえていない!)，それらの病巣は根深い。ILO総会には四つにも五つにも核心が分裂して，それぞれを中心に幾多の周流が渦巻き，しかも全体は一つの統一体としては崩壊もせず巡回しつつあるということである。特に肝心な点は，かつてその巡回基軸を期待された2—1—1の2の政府代表団が全体に対するも調整力を失いつつある。然らば今後如何にすればよいか，今後どうなるのか，その展望なり対策なりは本小論の到底所期し得ざる所である。本小論では，一まずILOの一断面を剔抉して，その病源を明かにすることで満足しなければならぬ。(1963. 11. 30. 稿)